

施行日（平成24年6月1日）に、既に設置されている有害物質貯蔵指定施設については「使用」に該当。
 施行日以降の設置は、「設置」に該当。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

年 月 日

有害物質貯蔵指定施設について
 ・「使用」に該当する場合は、第6条第1項の規定により届け出。
 ・「設置」に該当する場合は、第5条第3項の規定により届け出。

届出者 春日井市〇〇町〇丁目〇〇番地
 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇

~~水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

	工場又は事業場の名称		※整理番号	
	工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類	/		※施設番号
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類	/		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; display: inline-block;"> 有害物質貯蔵指定施設については、「使用」、「設置」にかかわらず、この欄「第5条第3項関係」の欄を使用 </div>
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 排出水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
 - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	A	B
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型式	貯蔵タンク (○社製 型式○)	貯蔵タンク (○社製 型式○)
構造	ポリエチレン製 (別紙構造図のとおり)	ポリエチレン製 (別紙構造図のとおり)
主要寸法	直径1500mm、高さ1000mm	高さ1000mm、幅1000mm、奥行き1000mm
能力	貯蔵量 1.7m ³	貯蔵量 1m ³
配置	表面処理棟 1階に配置 (別紙配置図のとおり)	表面処理棟 1階に配置 (別紙配置図のとおり)
床面及び周囲	床面 コンクリート製 厚さ100mm エポキシ樹脂で被覆 周囲 防液堤 容量2m ³	床面 コンクリート製 厚さ100mm 周囲 側溝を設置 幅500mm、深さ300mm、延長10m
設置年月日	令和○年 ○月 ○日	令和○年 ○月 ○日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項	<p>施行日に、既に設置されている有害物質貯蔵指定施設については、「設置年月日」を記入。 施行日以降の設置は、「工事着手予定年月日」「工事完成予定年月日」「使用開始予定年月日」を記入。</p>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	A	B
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	地上配管	なし
構造	塩化ビニール製 (表面をエポキシ樹脂で被覆)	
主要寸法	直径200mm、延長10m	
配置	表面処理棟1階 当該施設から表面処理施設まで (別紙表面処理棟配置図のとおり)	地下に設置されている場合には、その旨を記入。
設置年月日	令和〇年 〇月 〇日	令和〇年 〇月 〇日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

- ・「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。
- ・「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
- ・「主要寸法」の欄については、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
- ・「配置」の欄については、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
- ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A	B
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	表面処理棟 1階に配置 (別紙表面処理棟配置図のとおり)	表面処理棟 1階に配置 (別紙表面処理棟配置図のとおり)
操業の系統	表面処理施設への試薬を貯蔵	表面処理施設からの廃液を貯蔵 (手作業により運搬)
使用時間間隔	連続	1週間に1回
1日当たりの使用時間	8時間	30分/回
使用の季節的変動	なし	なし
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	——	——
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	硝酸	硝酸
その他参考となるべき事項	硝酸は研磨の表面処理に使用	硝酸は研磨の表面処理の廃液 月1回業者に産廃処理委託

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

参考

点検内容・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ●施設及び床面等 <ul style="list-style-type: none"> ・溶液の水位記録(毎日) ・タンク本体からの漏洩、タンクのひび割れや損傷等(月1回) ・床面のひび割れや被覆の損傷等、防液堤のひび割れ等(月1回) ●附帯する設備 <ul style="list-style-type: none"> ・配管の亀裂損傷の有無、配管からの漏洩の有無(月1回) ●使用の方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・管理要領等の見直し(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設及び床面等 <ul style="list-style-type: none"> ・溶液の水位記録(毎日) ・タンク本体からの漏洩等(月1回) ・タンクのひび割れや損傷、床面のひび割れや被覆の損傷等(月1回) ●使用の方法に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・管理要領等の見直し(年1回)
---------	--	--

★届出様式においては義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、必要に応じて記入・添付することが望ましい。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>						
	<p>搬入：購入した試薬瓶から供給 搬出：地上配管を通り表面処理施設へ供給</p>	<p>搬入：表面処理施設から容器に入れ運搬し搬入 搬出：業者により回収</p>				
<p>用途別用水使用量</p>	用	途	使	用	水	用水使用量 (m ³ /日)

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

工場・事業場の概要

工場・事業場の名称	株式会社〇〇	工場・事業場の所在地	春日井市〇〇町〇丁目 〇〇番地
創業年月日	昭和56年4月1日	資本金	8,000万円
従業員数	200人	公害関係担当者 氏名	春日井 次郎 電話〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
主な生産品 (月産別)	自動車部品	日本標準産業分類 細分類番号	3013

〈工場付近の略図〉

工場・事業場付近の略図を記載する。
最寄りの駅など目印となる建物等を
記入すること。